

# ポータルサイト「おかえり丹波」インターネット広告運用管理業務 要求水準書

## 1 業務名

ポータルサイト「おかえり丹波」インターネット広告運用管理業務

## 2 業務の目的

市外在住者に丹波市の魅力を発信し、移住・定住の促進や観光客の誘致、将来のまちづくりに関わっていただくことを目的に丹波市ふるさと住民登録制度を定めている。

令和3年度4月から、丹波市と丹波市ふるさと住民がオンラインでつながり、丹波市ふるさと住民登録やふるさと寄附金、観光・イベント情報等の発信・共有ができるポータルサイト「おかえり丹波」を運用している。

さらなる関係人口創出を図り、移住・定住者や丹波ファンを獲得するため、SNSに広告を掲載し、ポータルサイトを広く周知するとともに、丹波市ふるさと住民の増加を図る。

## 3 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

(4 委託業務内容 の全ての内容を契約期間内に完了する)

## 4 委託業務内容

- (1) 効果的な広告バナー等の作成
- (2) ポータルサイト「おかえり丹波」をSNS (Facebook・Instagram等) で広告掲載と更新
- (3) 実施した広告にかかるインプレッションやリーチ数、クリック数、課金額の定期報告
- (4) 広告配信の効果検証・業務報告書の作成
- (5) 成果物の提出 (広告物・業務報告書を収めた電子媒体1枚)
- (6) その他インターネット広告運用管理に関すること

## 5 ターゲット

- (1) 丹波市に関心がある10代～30代の若い世代の方
- (2) SNSを日常的に閲覧するとともに、月に1回～2回以上投稿を行う方
- (3) 丹波市近隣に在住で、旅行やレジャーに関心のある方

## 6 留意点

- (1) 再委託について

本業務を再委託することは原則認めない。ただし、正当な理由により、業務の一部を再委託する必要がある場合は、書面によりあらかじめ本市の承諾を得るものとする。

(2) 著作権の帰属

本事業に係る成果物の著作権（上映、頒布、貸与、公衆送信及び二次利用権を含む。）は、成果物が引き渡された時点で本市に帰属するものとする。

(3) 秘密の遵守

受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(4) 記載外事項

業務履行にあたり疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定することとする。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6) 委託料の支払い

受託者は本市と協議の上、定めた時期に業務報告書と委託料の請求書を本市へ提出すること。本市は請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払う。

(7) 個人情報の保護

業務の履行については、丹波市個人情報保護条例（平成 16 年 11 月 1 日条例第 10 号）その他関連法令等に基づき、業務を通じて知り得た情報は業務目的以外には使用しないこと。また、情報の紛失、盗難、改ざん、その他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。業務完了後も同様とする。

(8) その他

本業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。また、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

## 7 契約限度額

金 1, 397, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）